

日本で働く外国人の方へ

住民税の支払いをお忘れなく！

住民税とは？

住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。1月2日以降に日本から出国した場合でも同じです。

もし、支払うべき住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。

- ◆ 支払うべき額は、前の年の1月1日から12月31日までにもらった給料などで決まります。
- ◆ 住民税を支払うには、次の2つの方法があります。

給料からの天引き(特別徴収) …会社が、あらかじめ、給料から住民税を差し引き、市区町村役場に支払います。会社で働く人はこれが原則であり、自分で市区町村役場に住民税を支払う必要はありません。

自分での支払い(普通徴収) …毎年6月頃に、市区町村から、「住民税を支払ってください」という手紙(納付書)が届きます。この納付書と納付書に書かれている金額のお金を持って金融機関などで支払います。

こんな時、ご注意ください！

● 会社を辞めることになった場合

特別徴収によって住民税を支払っている人が、会社を辞めることになった場合は、支払っていない住民税を普通徴収の方法によって支払う必要がありますが、会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらう方法(一括徴収)もあります。

● 日本から出国することになった場合

日本から出国するまでの間に住民税を支払うことができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う人(納税管理人)を決めて、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。

Q&A

もっと知りたい!



住民税に関するQ&A

Q1

1月1日に日本に住んでいる人で、前の年に給料などをもらっている人であれば、必ず住民税を支払う必要がありますか？

A1 住民税の支払いは法律で定められた義務です。1月1日に日本に住んでいる人で、前の年に給料などをもらっている人であれば、原則として支払う必要があります。しかし、所得や家族の状況によっては、住民税を支払わなくてよい場合があります。また、同じ給料などに対して

二重に課税しないようにするため、日本と租税条約を結んでいる国があり、留学生などで、条約で決められた条件を満たしている人は、住民税を支払わなくてよい場合があります。詳しくはお住まいの市区町村までご相談下さい。

Q2

住民税を特別徴収によって支払うか、普通徴収によって支払うかはどうすれば分かりますか？



A2 会社で働く人は、原則として特別徴収によって住民税を支払うこととなります。特別徴収の対象となる人には、毎年5月31日までに、勤めている会社から、「給

与所得等に係る市(区・町・村)民税・県(都・道・府)民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」という紙が配られます。

Q3

一括徴収を利用したい場合はどうすればよいですか？



A3 6月1日から12月31日までの間に会社を辞める場合は、辞めた後の住民税の支払方法を選択する必要があります。一括徴収を希望する場合は、希望を会社に伝え、支払っていない住民税を給料や退職金から差し引いてもらいます。一括

徴収を希望しない場合は、自動的に普通徴収になり、市区町村役場から納付書が届きますので、納付書に記載の事項に従って支払ってください。1月1日から5月31日までの間に会社を辞める場合は、自動的に一括徴収(または特別徴収)されます。

Q4

納税管理人はどのような人を選べばよいですか？また、どのようにして届け出ればよいですか？



A4 納税管理人は、自分の代わりに、納税通知書の受け取りや税金の支払いなどに関する手続きを管理してもらう人です。納税管理人に指定できる人の範囲や提出

する書類などは、市区町村によって扱いが異なりますので、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

